







訴 状

平成23年8月19日

東京地方裁判所 知的財産権部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	升	本	喜	郎		
同	小	泉	直	樹		
同	小	坂	準	記		
同	大	久	保	和	樹	
同	前	田	哲	男		
同	中	川	達	也		

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 14億8120万2000円

貼用印紙額 399万0000円

はじめに

被告が運営する「TUBEFIRE (チューブファイア)」は、「YouTube」上にアップロードされている「西野カナ」、「AKB48」、「嵐」といった人気アーティストの実演を収録した音源やライブ映像等の動画を、利用者が自らパソコンなどに無料でダウンロードすることができるサービスである。

「TUBEFIRE」の利用者は、「YouTube」上のアドレスバーにある「youtube」と「.com」の間に「fire」と付け加えるだけで「YouTube」上にアップロードされた音源や動画をダウンロードすることができ、CDやDVDを購入したり、正規の音楽配信サイトからダウンロードしたりすることなく、音楽や映像を視聴することができる。

このように、「TUBEFIRE」は、利用者にとって、無料で、しかも極めて簡易に音楽や映像の視聴環境が得られることから、正規の音楽配信サイトをはるかに上回る利用者を獲得するに至っている(平成23年8月11日時点の、「TUBEFIRE」の1日当たりのサイトアクセス者数は、延べ約11万6000人以上であるのに対し、原告らの許諾を得て音楽配信事業を行っているサイト「レコチョク」(<http://recochoku.jp/>)の1日当たりのサイトアクセス者数は、延べ約8930人である)。

他方、「TUBEFIRE」は、音源や動画を変換した電子ファイルを、直に被告の管理するサーバに“蔵置”しているので、(仮に、当該電子ファイルが「YouTube」上では削除されていたとしても)利用者からの要求があれば、電子ファイルを送信することにより、利用者は「TUBEFIRE」のサーバから、直接、音源や動画をダウンロードすることができるようになっている。

つまり、「TUBEFIRE」は、音源や動画の著作権者、著作隣接権者に無断で、自己のサーバに変換した電子ファイルを蔵置し、利用者からの要求に応じて電子ファイルを送信して利用者に自動的に送信することができる

状態にして、送信しているのであり、著作権侵害及び著作隣接権侵害となる違法なサービス提供を行っているのである。

原告らは、多大な労力とコストを懸けて、アーティストの実演を収録した音源やライブ映像等の動画を制作し、かかる音源や動画を利用して CD や DVD の製造頒布、音楽配信等の一連のビジネス展開を行っているのであるが、「TUBEFIRE」のサービスにより原告らのこうした企業努力は大きく損なわれ、原告らに重大な損害が生じている。のみならず、今後、「TUBEFIRE」のサービスがそのまま放置されれば、レコード会社やアーティストをはじめとする関係者に適正な対価が還流されなくなり、音楽業界全体にとって極めて深刻な事態となることは明らかである。

こうした事態を受け、アーティストの実演を収録した音源やライブ映像等の動画に関する著作権者、著作隣接権者である原告らは、本訴訟をもって、被告に対し、「TUBEFIRE」のサービス停止及び損害賠償を請求するに至ったのである。

目次

第1 当事者	6
1 原告ら	6
2 被告	6
第2 被告の著作権等侵害	7
1 原告らの著作権	7
2 原告らの著作隣接権	7
3 被告による著作権及び著作隣接権侵害	7
(1) TUBEFIRE の概要	7
(2) 本件サービスの具体的な利用手順	9
(3) 本件サービスの構成	11
(4) 侵害行為	13
4 差止めの必要性	15
5 被告の故意又は過失	15
6 原告らの損害	15
(1) 使用料相当損害金	15
(2) 1か月当たりの損害額	19
(3) 使用料相当損害金の合計	20
(4) 弁護士費用	20
(5) 小括	21
第4 結語	22

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、その運営する別紙サービス目録記載のサービスにおいて、別紙レコードリスト記載の各レコードを、同サービスの用に供するサーバの記憶媒体に複製し、送信可能化してはならない
- 2 被告は、その運営する別紙サービス目録記載のサービスにおいて、別紙著作物リスト記載の各映画著作物を、同サービスの用に供するサーバの記憶媒体に複製し、公衆送信（送信可能化を含む。）してはならない
- 3 被告は、原告らそれぞれに対し、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「確定額」欄記載の金員、及びこれらに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで各年5分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

1 原告ら

原告らは、いずれもレコード等の製作、販売などを業とする法人である（甲 1 の 1 乃至甲 1 の 3 1〔履歴事項全部証明書〕）。

2 被告

被告は、音楽ソフトの企画・制作・販売、携帯向けコンテンツ・サイトの構築・運営、音楽配信・広告配信システムの構築・運営等を行うことを業とする株式会社である（甲 2〔履歴事項全部証明書〕）。

第2 被告の著作権等侵害

1 原告らの著作権

原告らは、それぞれ、別紙「著作物リスト」記載の各映画著作物（以下「**本件動画**」と総称する。）につき、著作権を有する（甲3の1乃至甲3の9，及び，甲3の11乃至甲3の22〔陳述書〕）。

2 原告らの著作隣接権

原告らは、それぞれ、別紙「レコードリスト」記載の各レコードに固定されている音を最初に固定した者であり、当該各レコード（以下「**本件音源**」と総称し、本件動画と併せて「**本件音源等**」と総称する。）につき、著作隣接権を有する（甲3の1乃至3の22〔陳述書〕）。

3 被告による著作権及び著作隣接権侵害

(1) TUBEFIRE の概要

「TUBEFIRE（チューブファイア）」と題する電子ファイルダウンロードサービス（以下「**本件サービス**」という。）は、「YouTube¹」上にアップロードされているレコード又は映画著作物等（以下「**音源等**」と総称する。）を、利用者をして利用者自身のパソコンなどにダウンロードすることを可能にするサービスである。

「YouTube」における視聴方法は、いわゆるストリーミングに限定されており、利用者が「YouTube」上にアップロードされている音源等を利用者自身のパソコンなどにダウンロードすることは禁

¹ 「YouTube」とは、インターネット動画共有サービスであり、利用者は、「YouTube」上にアップロードされている音源等を、インターネット回線を通じて、無償で視聴することができるサービスである。なお、「YouTube」上にアップロードされている音源等のなかには、そもそも原告らの許諾なくアップロードされたものも多数含まれている。

止されている（甲4〔「YouTube」利用規約〕）。したがって、利用者が「YouTube」上の音源等をダウンロードすることは、「YouTube」の規約上からも認められていない。しかしながら、利用者は、本件サービスを利用することで、本来、ストリーミングでしか視聴できない音源等を、何らの対価を支払うことなく、ダウンロードすることができ、利用者は自己のパソコンやミュージックプレイヤーなどで、いつでも、どこでも、何度でも視聴することができる。

被告は、かかる本件サービスを運営、管理し、本件音源等を被告が管理するサーバにおいて複製し、公衆送信（送信可能化を含む。以下、複製も含め「複製等」と総称する。）している。

なお、平成23年7月14日乃至同月29日までの間、「YouTube」上にアップロードされている電子ファイルのうち、国情報が日本である電子ファイルで、かつ、「YouTube」上の「音楽」カテゴリにある電子ファイルから無作為に500件抽出し、被告の管理するサーバに蔵置されている数を調査したところ、約99パーセントにあたる494件が蔵置されていた。そして、蔵置されているファイルのうち、違法に蔵置されたと言い得るものは、少なくとも471件であり、これは、蔵置されているファイル数の約95%にあたる（甲5〔陳述書〕）。また同様に、「YouTube」上にアップロードされている電子ファイルのうち、国情報が日本である電子ファイルから無作為に500件抽出し、被告の管理するサーバに蔵置されている数を調査したところ、415件が蔵置され、そのうち、違法であると言い得るものは、少なくとも約65パーセントにあたる270件であった（甲5〔陳述書〕）。

(2) 本件サービスの具体的な利用手順

本件サービスの具体的な利用方法は、別紙「本件サービスの利用手順」のとおりである。また、被告自らも同様の利用方法の解説を、被告のウェブサイト上に掲載している（甲6〔被告ウェブサイトの画面（利用方法の解説）〕）。

ア ダウンロードしたいファイルの選択

利用者は、インターネットに接続した上、「YouTube」（<http://www.youtube.com/>）にアクセスする（本件サービスの利用手順①）。

利用者は、検索キーワード入力ボックスに、ダウンロードしたい音源等の関連語句を入力し、検索ボタンをクリックする（本件サービスの利用手順②）。

表示された検索結果から、利用者は、ダウンロードしたい音源等を選択し、当該音源等のリンクをクリックする（本件サービスの利用手順③）。

イ 被告が管理するサーバにアクセス

利用者は、ダウンロードしたい音源等が表示されている画面において、アドレスバー（URLが表示されているツールバー）上の、「youtube」と「.com」の間に「fire」を入力する（本件サービスの利用手順④）。

利用者が、「fire」を入力した後、「Enter」キーを押すと、「YouTube」が管理するサーバから被告が管理するサーバ「YOUTUBEFIRE」（本

書11頁参照)に転送され、「YouTube」上のflv²ファイルを本件サービスによって変換することが可能な「MP4³」、「MP4高画質」、「WMV⁴」、「3GP⁵」、「3G2⁶」、「MP3⁷」(以下、「MP3ファイル等」と総称する。)の各ファイル形式名が画面上に表示される(本件サービスの利用手順⑤)。

ウ ファイルの変換及び複製

利用者は、ダウンロードしたいファイル形式を選択する(本件サービスの利用手順⑤)。

ここから先、利用者がダウンロードしたいファイル形式のファイルデータが、被告の管理する「TUBEFIRE サーバ群」(本書12頁参照)にすでに蔵置されているか否かによって手順が異なる(本件サービスの利用手順⑥)。

利用者が要求したファイル形式のファイルデータが蔵置されている場合(すなわち、すでに別の利用者の要求に応じて同じファイルデータの変換及び複製が行われている場合)には、ただちに後記エに進む。

他方、蔵置されていない場合(すなわち、当該利用者の要求に応じてはじめて当該ファイル形式への変換及び複製が行われる場合)には、画面上に「変換開始クリック」が表示され、当該ファイル形

² 米国アドビシステムズ社が開発した動画ファイルのためのフォーマットのひとつである。

³ MPEG-4などの圧縮動画データを格納するファイル形式のひとつ。MPEGとは、ISOによって定められた動画フォーマットの名称であり、動画や音声フォーマットの標準となっている。

⁴ 米国マイクロソフト社が開発した動画の圧縮形式のひとつ。動画圧縮の標準であるMPEG-4をもとに開発された圧縮フォーマットである。

⁵ 携帯電話の音声および動画規格のひとつである3GPP形式のファイルの拡張子。

⁶ 携帯電話の音声および動画規格のひとつである3GPP2形式のファイルの拡張子。

⁷ 映像データ圧縮方式のMPEG-1で利用される音声圧縮方式のひとつ。オーディオCD並みの音質を保ったままデータ量を約1/10に圧縮できる。

式への変換及び複製が行われる（本件サービスの利用手順⑥，⑦。
蔵置の有無によって表示される画面の違いにつき，甲 7〔報告書〕）。

ファイル形式の変換及び複製の経緯は，被告が管理する
「TUBEFIRE サーバ群」（本書 12 頁参照）が，「YouTube」上から音源等
をダウンロードすることで flv ファイルの取得がなされ，
「TUBEFIRE サーバ群」（本書 12 頁参照）において，flv ファイルから
MP3 ファイル等へ変換がなされ複製が行われる，というものである。

エ 利用者へのファイルの送信

画面上に「ダウンロードへ進む」が表示され，「TUBEFIRE サー
バ群」から利用者に対し，変換済みのファイルデータが送信される
（本件サービスの利用手順⑧）。

(3) 本件サービスの構成

本件サービスを実現しているサーバは，以下のとおりである。

これらのサーバが別紙「本件サービスのシステム構成」のとおり
接続されて，本件サービスのシステムが構築されている。そして，
これらのサーバを管理しているのは，いずれも被告である（甲 7〔報
告書〕）。

ア 「YOUTUBEFIRE」

TUBEFIRE サーバ群への窓口として機能するサーバである。

利用者が，「YouTube」上のアドレスバーに表示されている URL
に「fire」を入力すると被告のサーバ「YOUTUBEFIRE」に転送さ
れる。「YOUTUBEFIRE」は，「YouTube」が管理するサーバから

最初の転送先となる被告のサーバであり、「YOUTUBEFIRE」が、ファイルを変換及び複製する機能を有する「TUBEFIRE サーバ群」への振り分けを行っていると解される。「TUBEFIRE サーバ群」は、少なくとも「TUBEFIRE-2」乃至「TUBEFIRE-8」の7つのサーバを含むが、多数の利用者が同時に本件サービスを利用した場合、特定のサーバに利用者からのリクエストが集中してしまうと、リクエストが集中しているサーバの利用者は、変換及びダウンロードに長時間の待ち時間を強いられることになる。また、被告にとっても特定のサーバへリクエストが集中すると、当該サーバに過度の負荷が掛かり、サーバがダウン(機能不全)する要因ともなり得る。

そこで、「YOUTUBEFIRE」は、利用者からのリクエストが特定のサーバに集中しないよう、「TUBEFIRE-2」から「TUBEFIRE-8」までのサーバのうち、最適なサーバに利用者を誘導する、いわゆる“交通整理機能”を有しているものと解される。

イ TUBEFIRE サーバ群

TUBEFIRE サーバ群には、少なくとも以下の2種類のサーバが存在している。

(7)WWW.TUBEFIRE.COM

利用者に利用方法を表示し、ボタンクリック等の利用者の操作入力を受け付け、警告や注意の表示と広告の掲載を行う機能を有するサーバである。「WWW.TUBEFIRE.COM」サーバは、いわゆる“案内表示機能”を有しているものと解される。

(イ) TUBEFIRE－＊（TUBEFIRE－2乃至 TUBEFIRE－8を含むサーバ群）

「YouTube」上の flv ファイルを MP3 ファイル等に変換、蔵置、及び送信を行う機能を有するサーバ群である。

「TUBEFIRE－＊」は、少なくとも「TUBEFIRE－2」から「TUBEFIRE－8」の7つのサーバから構成されている（「TUBEFIRE－1」は、現在サービス停止中である。）。

利用者が、ダウンロードを要求した音源等が、「TUBEFIRE－＊」に変換・蔵置されていない場合には、「TUBEFIRE－＊」が、「YouTube」上から同音源等の flv ファイルを取得する機能を有するとともに、取得した flv ファイルを MP3 形式等のファイルに変換を行う。そして、変換されたデータファイルは、「TUBEFIRE－＊」に蔵置される。

利用者が、ダウンロードを要求した音源等が、すでに「TUBEFIRE－＊」に変換・蔵置されている場合には、「TUBEFIRE－＊」は、「YouTube」上から同音源等の flv ファイルを取得することなく、「TUBEFIRE－＊」内に蔵置されている電子ファイルを利用者に送信する（これにより、変換する工程が省略され、利用者の待ち時間は短縮される）。

このように、「TUBEFIRE－＊」は、「YouTube」上の flv ファイルを MP3 ファイル等に変換、蔵置及び送信を行う機能を有する、いわゆる“本体機能”を有しているものと解される。

(4) 侵害行為

ア 複製

原告らが、著作権又は著作隣接権を保有する本件音源等を MP

3形式等のファイルに変換して「TUBEFIRE-*」の記憶媒体に蔵置する行為は、本件音源等を録音、録画その他の方法により有形的に複製すること（著作権法第2条第1項第15号）に当たり、本件音源の複製（同法第96条）及び本件動画の複製（同法第21条）に該当する。

イ 公衆送信（送信可能化行為を含む。）

「TUBEFIRE-*」の記憶媒体に本件音源等を変換したMP3ファイル等を蔵置して、利用者からの要求があり次第そのファイルを送信して利用者に自動的に送信することができる状態に置くことは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に音源等の情報を記録する行為によって公衆からの求めに応じ自動的に公衆送信し得るようにすることに当たり（著作権法第2条第1項第9号の5イ）、本件音源の送信可能化（同法第96条の2）及び本件動画の送信可能化（同法第23条第1項）に該当し、また利用者の要求に応じて上記ファイルを利用者のパソコンに送信することは（同法第2条第1項第9号の4）、本件動画の自動公衆送信に該当する（同法第23条第1項）。

ウ 許諾

上記ア及びイの電子ファイルにつき、原告らが被告に対して「TUBEFIRE-*」に複製等することにつき許諾を与えたことはない（甲3の1乃至甲3の22〔陳述書〕）。

4 差止めの必要性

上記のとおり被告は、その運営する本件サービスにおいて、本件音源等を複製し、公衆送信・送信可能化することにより、原告らが本件音源等について有する著作権（複製権及び公衆送信権）又は著作隣接権（複製権及び送信可能化権）を侵害する行為を現に行っており、将来においてもその侵害行為を行うおそれがあるから、それを差し止める必要がある。

5 被告の故意又は過失

被告は、本件サービスにおいて権利者に無断で本件音源等を含む多数の電子ファイルが複製され、公衆送信されることを具体的に認識し、又は容易に認識し得た。また、被告は、本件サービスを提供するに当たり、著作権及び著作隣接権侵害の結果発生を防止するための適切有効な措置を講じる義務があったというべきであるのに、これを怠っている。

したがって、被告には故意又は過失がある。

6 原告らの損害

(1) 使用料相当損害金

本件サービスにおいては、ファイルのダウンロード回数を確認することができないから、ダウンロード1回当たりの使用料に基づき損害額を定めることができない。

そこで、原告らは、複製等されている1ファイルごとの一定期間の使用料を以下の各事情を考慮の上、使用料相当額を推計せざるを得ない。

なお、仮に、原告らが第三者に対して、契約により、複製等を許諾する場合には、ダウンロード回数を正確に確認することができ、かつ送信された電子ファイルが第三者に再送信されたり、無制限に複製されたりすることのないようにする技術規格に基づく保護手段が施されることを条件とし、実際にダウンロードした回数に応じた使用料の支払を受けることが前提となる。原告らが、このような条件を満たさない複製等に対しては、本来、契約により許諾を与えることはない。

ア 技術的保護制限手段の有無

本件サービスでは、ダウンロードされた電子ファイルのその後の利用（再送信や複製）を制限する技術的保護手段が何ら施されていない態様での電子ファイルの送受信が行われており、このような態様での複製等をあえて許諾するとすれば、再送信及び複製利用の無限連鎖を招来する危険性が極めて大きいことから、このような場合の仮定的な使用料相当額は、技術的保護手段が施された態様における複製等に対する使用料よりもはるかに高額に設定するのが合理的である。

イ 一般社団法人日本音楽著作権協会の使用料規程との比較

前記のとおり、本件サービスにおいては、ファイルのダウンロード回数を確認することができないから、1ファイルごとの一定期間の使用料相当額を推計せざるを得ない。

その際、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という。）の使用料規程（甲8〔使用料規程（抜粋）〕、以下「本件

使用料規程」という。)が、ダウンロード回数に基づいた使用料を定める一方、それにより難しい場合の月額使用料を定めていることが参考となる。

すなわち、本件使用料規程第11節の1(1)によれば、本件サービスのよう、情報料がなく、広告料収入があるインタラクティブ配信であり、かつ、再生可能な期間等に制限がない場合のダウンロード形式で行う際の著作権使用料は、[1]1曲当たり、6円60銭に月間の総ダウンロード(リクエスト)回数に乗じた額とされるが、[2]これにより難しいとき(すなわち、月間の総ダウンロード(リクエスト)回数を把握し難しいとき)は、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき月額6,000円とされている(本件使用料規程第11節の「(インタラクティブ配信の備考③)」)。

この規程の[1]と[2]とを対照すると、[2]月間総ダウンロード回数を把握し難しい場合の月額使用料は、[1]月間総ダウンロード回数に応じて計算される約90.9回分(= [6000円÷10曲]÷6円60銭)に相当する金額となっている。

そうすると、本件サービスにおいて送信可能化されていた1ファイルごとの月間総ダウンロード回数を90.9回とみなして月額使用料相当額を算定することが合理的である。

ところで、ダウンロード回数を正確に把握することができ、かつ技術的保護手段の施された通常の送信可能化の場合、音源では1ダウンロード当たり200円乃至420円程度の配信料で配信され、動画では1ダウンロード当たり400円乃至420円程度の配信料で配信されている。そして、原告らがインターネット

を通じて本件音源等の配信事業を行う場合、サーバ運営等の委託費用及び決済手数料を含め販売価格（利用者が支払う金額）の25パーセント程度を要する。また、JASRACに対して支払う著作権使用料は、情報料の7.7パーセント又は7円70銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数に乗じた額であり、最も少なく見積もった場合（送受信の対象をすべて音源と仮定し、最も低額の配信料を採用した場合）であれば、情報料は200円であり、その7.7パーセントがJASRACへの著作権使用料となる。そして、原告らが行う本件音源等の配信事業において、1ダウンロード当たり200円の販売価格から、上記サーバ運営等の委託費用、課金手数料及び音楽著作権使用料を控除した金額、すなわち、約135円（ $=200円 \times [1 - (25\% + 7.7\%)]$ ）が、1ダウンロード当たりの原告らの限界利益となる。

したがって、仮に原告らが本件音源等の複製等を回数無制限で許諾した場合、その1か月当たりの使用料相当額は、控え目に算定しても、1ダウンロード当たりの限界利益である約135円に、月間ダウンロード回数とみなすことができる90.9回を乗じた12,272円を下回ることはない。

なお、音源及び動画の情報料の価格帯は200円から420円であるところ、その平均額である310円を情報料として算定すると、約209円（ $=310円 \times [1 - (25\% + 7.7\%)]$ ）が、原告らの限界利益となり、これに月間ダウンロード回数とみなすことができる90.9回を乗じた額は、18,998円となる。

ウ 小括

以上の事情を勘案した上、権利者にとって極めて高リスクである本件サービスにおける複製等をあえて許諾するとすれば、その使用料相当額は、少なく見積もっても、1ファイル当たり10,000円を下ることはない。

なお、前記イで記載した音源及び動画の各配信料を前提とすると、1ファイル当たり月額10,000円は、音源であれば1ファイル当たり1か月に約24乃至50回、動画であれば1ファイル当たり1か月に約25回程度のダウンロードがされた場合の配信料に相当するものであり、前記アのとおり、本件サービスにおける複製等に対する使用料相当額が、通常の複製等に対する使用料相当額よりも高額にならざるを得ない事情のあることを考慮すると、上記金額は決して不合理ではない。以上からも、1ファイル当たり月額10,000円は、控えめな額であるといえることができる。

(2) 1か月当たりの損害額

原告らは、被告の管理するサーバに蔵置されている本件音源等に係る電子ファイル数を調査したところ、本件サービスにおいて複製等されていた本件音源等のMP3ファイル等の総数は、1万431ファイルであり、原告ごとのその数は、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の各「TUBEFIREに蔵置されているファイル数」欄記載のとおりであった（甲3の1乃至3の22〔陳述書〕。各陳述書別紙4（ただし、甲3の10のみ別紙3）における、「調査結果 YOUTUBE動画削除後」欄の「mp4」、「WMV」、「3gp」、「3g2」

及び「mp3」欄の「あり」の総数が「TUBEFIREに蔵置されているファイル数」となる。)

したがって、原告ごとの1か月当たりの使用料相当損害金の額は、上記の1か月間に複製等された本件音源等のファイル数に1ファイル当たりの月額使用料相当額である10,000円を乗じることにより求められ、その結果、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の各「1か月分の損害賠償額」欄記載のとおりとなる。

(3) 使用料相当損害金の合計

少なくとも被告の管理するサーバ上には、2か月以上蔵置されていることから、1か月当たりの使用料相当損害金に2を乗じることにより、2か月間に複製等された本件音源等の使用料相当損害金を算定することができ、原告ごとの本件音源等に対する著作権及び著作隣接権侵害行為による損害額は、少なくとも別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「2か月分の損害賠償額」欄記載金額を下らない。

(4) 弁護士費用

原告らは、本件訴訟の提起を弁護士に委任せざるを得なかったところ、その弁護士費用は、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「2か月分の損害賠償金額」記載の金額の10パーセントを下らない。

したがって、各原告についての弁護士費用額は、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「弁護士費用」欄記載の金額となる。

(5) 小括

以上のとおり，原告らは，被告に対し，別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「確定額」欄記載の金額を直ちに支払うべきことを請求することができる。

第4 結語

よって、原告らは、被告に対し、本件サービスにつき、著作権法第112条第1項に基づき請求の趣旨第1項及び第2項記載のとおり
の行為の差し止めを、民法第709条及び著作権法第114条第3項
に基づき著作権及び著作隣接権侵害の不法行為による損害賠償請求
として、別紙ファイル数・損害賠償額一覧表中の「確定額」欄記載の
とおりの各金員及びこれらに対する本訴状送達の日翌日から支払
済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞ
れ求める。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書1記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証（写し）	各2通
3	訴訟委任状	31通
4	資格証明書	31通
5	証拠説明書	2通
6	訴額計算書	1通